## 見附市告示第4号

## 住居表示を実施する区域及び期日等について

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づき、住居表示を 実施する区域及び期日等を次のとおり定めたので、同法第3条第3項の規定に より告示する。

平成30年1月15日

見附市長 久 住 時 男

1. 住居表示を実施する区域 別図1のとおり

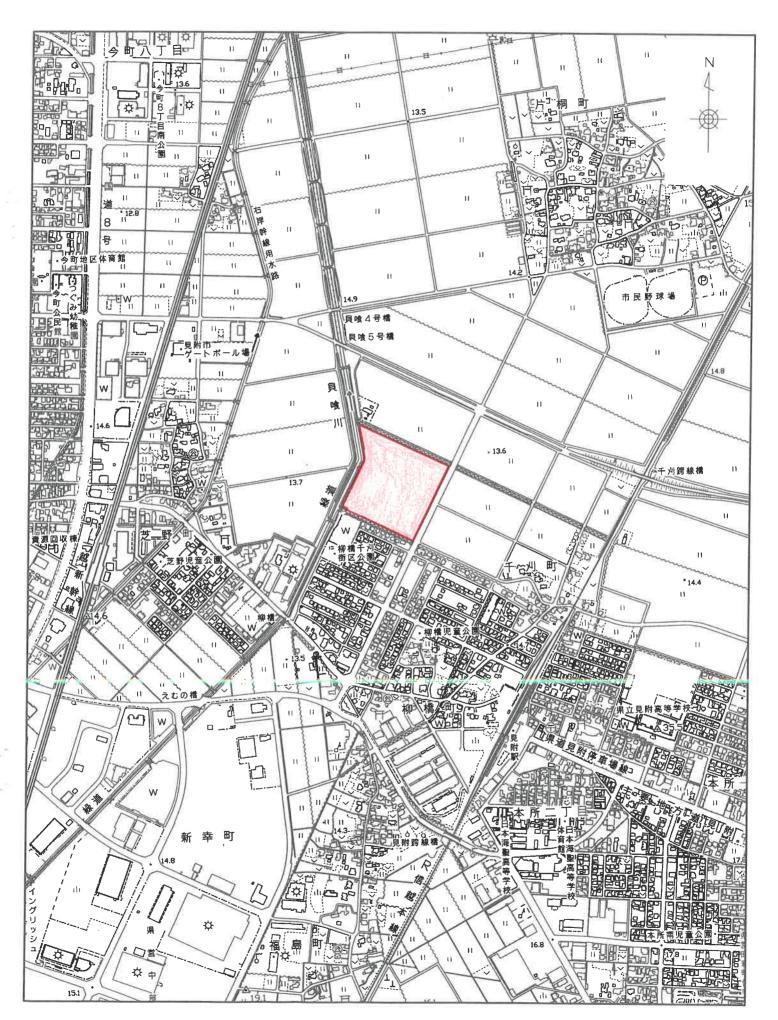
新 町 名	実 施 前 町 名
美里町	柳橋町の一部

2. 住居表示の実施期日 平成30年2月1日

3. 住居表示の方法 街区方式

4. 街区符号及び住居番号 別図2のとおり

縮尺 1:10,000



縮尺1:2,000



